



長浜市 市民協働推進計画



長浜市
令和7(2025)年3月

目次

1	策定趣旨	03
2	各主体の現状と課題	05
3	基本方針	08
4	基本施策	10
	(1) みんなで話し合う仕組みづくり	
	(2) 一人ひとりの「やってみよう」を育む仕組みづくり	
	(3) 関わりやすさで人を呼び込む仕組みづくり	
	(4) 多様な主体をつなげる・支える仕組みづくり	
	(5) これからの共有の形を広める仕組みづくり	
5	計画の指標	21
6	計画の推進に向けて	22
7	評価と見直し	23

1 策定趣旨

（１）策定趣旨

◆協働とは

協働とは、様々な主体が共通の目的に向けて、対等な立場で互いを尊重し、役割を分担して共に取り組むことです。つまり、話し合いを通して互いの理解を深め、合意した上で、共通の目的達成に向けて役割分担して取り組む、この一連のプロセスが重要となります。

◆協働が進められている背景

人口減少や少子・高齢化の急激な進展、デジタル化の加速など、社会状況が大きく変化する中で、働き方や暮らし方など価値観が多様化しており、地域課題も多様化・複雑化しています。このような中で、従来の行政運営手法や官民の二者連携を中心とする考え方だけでは、地域社会の変化に柔軟に対応できないため、全国の自治体において協働が進められています。

◆なぜ長浜市において協働が必要なのか

長浜市は、長い歴史の中で培われてきた、地域に誇りや愛着を持って地域に貢献しようとする意識、いわゆるシビックプライドに基づく高い自治能力とこれを基盤とする市民力を、長浜らしさとして今日まで受け継いできています。

しかし、人口減少や少子・高齢化が著しく進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 2（2020）年に 11.4 万人であった長浜市の人口は、令和 32（2050）年には 8.2 万人まで減少する見込みで、特に生産年齢人口（15～64 歳）は 2.5 万人も減少する見込みです。今後、人口が大きく減少し、規模の縮小や生産性の低下、行政サービスの縮小により、これまでの制度や仕組みが機能しなくなることが予想されるため、既存の制度や仕組みからの転換が求められています。

単体ではできることが限られている中で、様々な地域課題を解決していくには、市民や市民活動団体、事業者、市など、多様な主体（図表 1 参照）がまちづくりに関わり、協働していくことが必要です。このように多様な主体の協働を進めることで、シビックプライドに磨きをかけ、市民の誰もが生き生きと暮らし、明るい未来へつながる持続可能で活力ある地域社会が実現すると考えています。

（２）位置付け

この計画は、「長浜市市民協働のまちづくり推進条例（以下、「条例」という。）」第 12 条に規定する計画であり、平成 23（2011）年に制定した「長浜市市民自治基本条例」を礎として、市民協働のまちづくりの推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、策定するものです。

(3) 計画期間

計画期間は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 か年とします。

<図表 1：各主体の定義（条例第 2 条）>

主体区分		定義
A	市民	市内に居住する人、市内で働く人、市内で学ぶ人、市内において事業活動を行う人・団体、市内において市民活動を行う人・団体
B	地域づくり協議会	地域づくり協議会
C	地縁による団体	自治会、その他の地縁を基盤として形成された住民を主体とする団体
D	市民活動団体	特定非営利活動やその他の社会活動を行う団体（※地縁による団体を除く）
E	事業者	市内において事業活動を行う個人・団体
F	教育機関	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、専修学校、大学などの学校
G	中間支援組織	まちづくりを活性化させるために必要な支援を行い、市民と市民、市民と市の間にとって協働によるまちづくりを推進する組織
H	市	長浜市
	多様な主体	A～H など地域の社会課題解決に関する取組を行うすべての個人・団体と市

2 各主体の現状と課題

◆アンケート調査結果

市が令和6年に各主体に実施したアンケート調査（図表2・4参照）によると、地域への愛着や親しみを感じている市民は多く、地域の活動にも積極的に協力していることがわかります。一方で、担い手不足や役員の高齢化、負担の偏りなどがあり、担い手不足が深刻化する中で、一人あたりの負担が増加していると考えられます。

各主体が抱える主な課題は図表3のとおりで、担い手の育成・確保が共通しており、他にも負担の分散化や地域への関心向上などがあげられます。

＜図表2：アンケート実施方法＞

区分	対象	抽出条件	実施方法	回答数	回答率
市民	2,000	18歳以上市民	郵送	713	35.7%
地域づくり協議会	24	全数	郵送	24	100.0%
自治会	427	全数	自治会発送	318	74.5%
市民活動団体	77	市登録団体	郵送	54	70.1%
市職員	756	正規職員	庁内周知	409	54.1%

＜図表3：各主体別の主な課題＞

区分	主な課題
市民	負担の分散化、活動の広がり、一人ひとりの地域への関心向上
地域づくり協議会	人材の育成・確保、住民への意識啓発、活動資金の確保
自治会	役員の確保、活動の簡素化・合理化、負担の分散化
市民活動団体	人材の育成・確保、活動の発表機会の確保、活動等の情報発信
市職員	協働への理解、協働の進め方やノウハウなどの習得

◆これまでの取組と地域課題の解決に必要な仕組み

多様な主体による協働を進めるため、令和2年6月に計画を全面改定し、9つの協働の仕組みづくりを位置付け、取組を進めてきました。特に担い手不足が深刻化する中で、多様な人が関わりやすい活動の推進を重視し、つなぎ支援などの中間支援機能の強化や話し合いの場づくり、協働の担い手育成などに取り組んできたものの、仕組みが定着しているとは言い難い状況です。また、アンケート調査結果等から担い手不足は依然として大きな課題であるため、引き続き多様な関わりを増やすことが重要と考えています。

社会状況やこれまでの取組などを踏まえ、地域課題の解決に必要な施策として、図表5のとおり、5つの協働の仕組みづくりに集約しました。

<図表 4：アンケート調査結果（抜粋）>

<市民>

地域への愛着や親しみ		
1	感じている・やや感じている	78.1% (79.8%)
2	あまり感じていない・感じていない	21.2% (19.3%)

<地域づくり協議会>

活動における住民の協力状況		
1	積極的・比較的積極的	75.0% (58.3%)
2	あまり積極的でない・積極的でない	25.0% (41.7%)

<自治会>

活動における住民の協力状況		
1	積極的・比較的積極的	80.2% (81.9%)
2	あまり積極的でない・積極的でない	18.9% (16.2%)

<市民活動団体>

団体の活動内容		
1	子どもの健全育成	42.6% (41.9%)
2	学術・文化・芸術またはスポーツの振興	38.9% (35.5%)
3	まちづくりの推進	31.5% (37.1%)

<市職員>

協働の経験		
1	ある	58.4% (58.3%)
2	ない	26.4% (31.4%)

<市民>

活動を進める上での課題		
1	一部の人に負担が偏っている	40.3% (-)
2	活動の輪が広がらない・担い手が不足している	37.7% (35.1%)
3	活動に携わる時間がない	33.2% (30.9%)

<地域づくり協議会>

活動を行う上での課題		
1	役員の引き受け手が不足している	79.2% (75.0%)
2	会員が高齢化している	75.0% (62.5%)
3	特定の会員しか運営・行事に参加しない	62.5% (62.5%)

<自治会>

活動を行う上での課題		
1	会員が高齢化している	81.1% (72.9%)
2	役員の引き受け手が不足している	72.6% (68.4%)
3	役員の負担が重い	65.1% (61.6%)

<市民活動団体>

活動を行う上での課題		
1	活動の担い手が不足している	57.4% (54.8%)
2	新しい会員が増えない	40.7% (43.5%)
3	会員が高齢化している	33.3% (37.1%)

<市職員>

協働して良かった点		
1	お互いの立場など相互理解を図ることができた	59.4% (47.9%)
2	コミュニケーションが十分に取れた	51.5% (49.6%)
3	事業目的・目標を共有できた	47.3% (37.8%)

<市民>

活動を活発にするために必要なこと		
1	みんなが気軽に参加できる地域イベントの開催	44.5% (43.4%)
2	若い世代などの幅広い人たちへの参加呼び掛け	44.3% (42.6%)
3	住民一人ひとりが地域への関心を高めること	35.8% (35.3%)

<地域づくり協議会>

活動を充実させるために必要なこと		
1	人材の育成・確保	87.5% (91.7%)
2	地域住民の意識啓発	54.2% (70.8%)
2	市からの資金・活動援助	54.2% (41.7%)

<自治会>

活動を充実させるために必要なこと		
1	活動の簡素化、合理化	67.3% (62.7%)
2	組織内の負担の分散化	47.2% (-)
3	若い世代への参加の呼びかけ	41.2% (44.8%)

<市民活動団体>

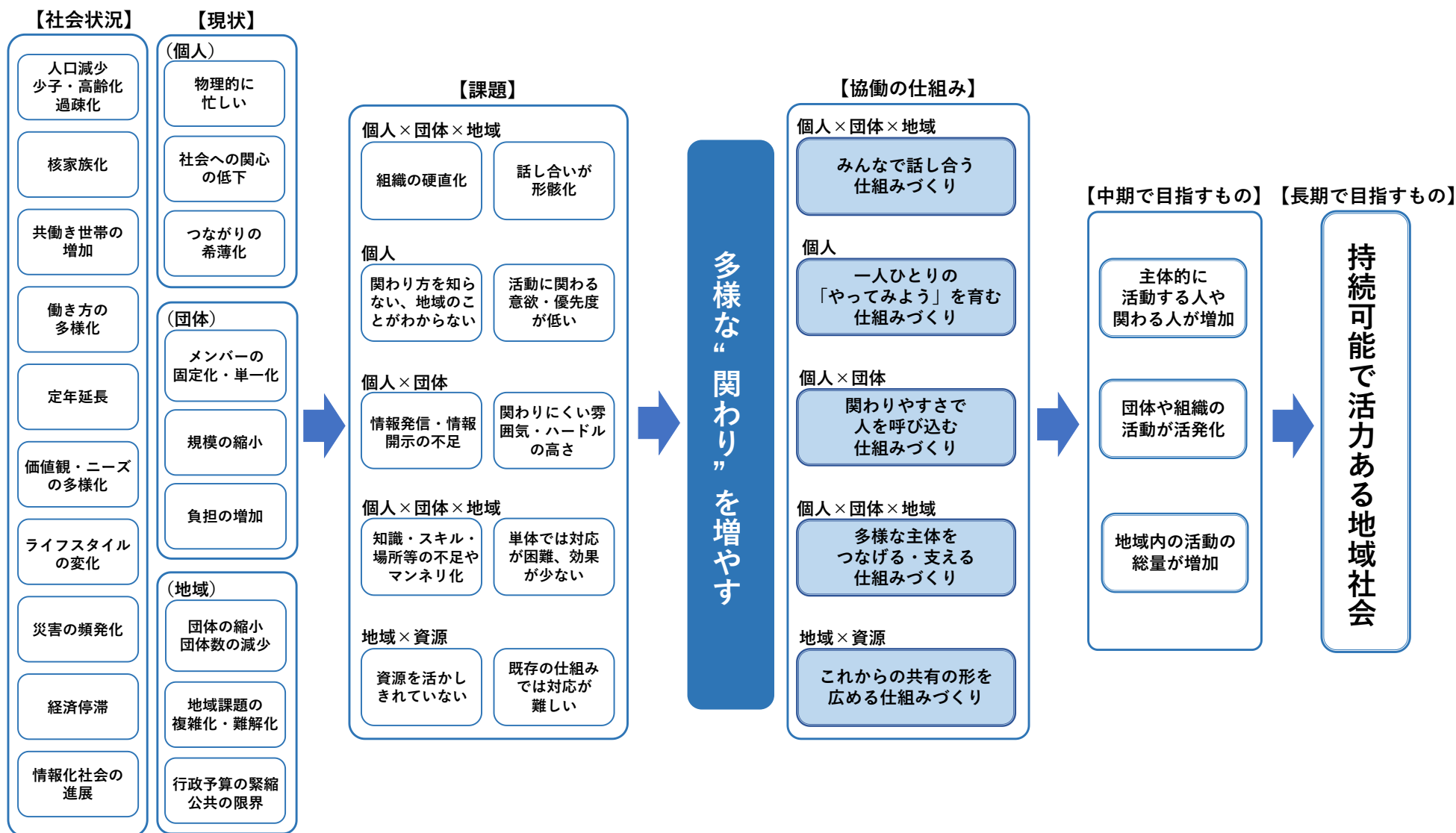
活動を充実させるために必要なこと		
1	人材の育成・確保	63.0% (59.3%)
2	活動の発表・PRする機会	27.8% (27.1%)
3	活動等の情報発信・情報共有	25.9% (18.6%)

<市職員>

協働が必要だと思う理由		
1	市では対応が難しい地域課題に対応するため	70.6% (70.5%)
2	市民の自治意識向上のため	61.6% (72.4%)
3	よりの確に市民のニーズに応えるため	53.1% (44.2%)

※（ ）内の数値は令和元年度に実施したアンケート調査結果の数値を記載しており、（-）は前回調査時にはなかった項目です。集計結果の算出方法の違いにより、前計画に記載の数値とは異なる場合があります。

＜図表 5：協働の仕組みを体系的に整理＞



※この図表は、社会状況から協働の仕組み、目指す社会までを体系的に整理したものです。

3 基本方針

（１）基本的な考え方

市民協働推進計画は、これまでの計画のように、基本施策に基づく様々な事業を計画策定時に位置付けるのではなく、計画策定後、関係する様々な主体による議論を経て基本施策ごとに事業を位置付け、様々な主体の協働・連携により、段階的に事業を実施していくものです。

つまり、計画の枠組みや方向性は計画策定時に定めるものの、計画の中身は、多様な主体の協働により作り上げ、実施していくことになるため、事業の取組状況や様々な主体との議論などを踏まえ、事業の見直しや追加等を行いながら、市民協働のまちづくりを推進していきます。

このような協働でつくるプロセスを重視した計画にすることで、協働のすそ野を広げ、地域課題の解決につながる事業が連鎖的に進むようにしていきたいと考えています。

（２）基本理念（条例第３条）

市民協働のまちづくりの推進にあたっては、多様な主体が、それぞれの役割を認識し、相互に連携・協力して取り組む必要があることから、市条例に、協働の原則として次のように規定しています。

- ・ 対等な立場に立ち、相互に理解を深めること
- ・ 市民協働のまちづくりに関する情報を相互に提供・公開することで、その情報の共有に努めること
- ・ 各主体が行う活動の自主性や自立性を尊重すること

これらの協働の原則を踏まえつつ、一人ひとりが関わる楽しさを実感するとともに、自分に合った関わり方として、参加者として参加したり、取組を他の人に伝えたり、感謝の気持ちを表したりすることも、市民協働のまちづくりを進める上で重要です。

（３）各主体の役割

市民、地域づくり協議会、地縁による団体、市民活動団体、事業者、教育機関、中間支援組織、市の各主体が、それぞれの特性を生かして主体的にまちづくりに取り組むとともに、各主体間で連携・協力して取り組む必要があります。

市条例では、各主体の役割について、次のように規定しています。

A 市民（条例第４条）

- ・ 自発的かつ主体的にまちづくりに取り組むとともに、市や他の市民と適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組むよう努めます。
- ・ 市民協働のまちづくりに関する理解を深めるよう努めます。

B 地域づくり協議会（条例第 5 条）

- ・地域の社会課題解決のほか市民に関わる公共的な活動を担い、計画的なまちづくりに取り組みます。
- ・自治会をはじめとする多様な主体と連携し、協力するよう努めます。

C 地縁による団体（条例第 6 条）

- ・その地縁の基礎となる区域に住所を有する住民同士の連携を深めるよう努めるとともに、自主的かつ主体的な活動により、当該区域の身近な課題に対応するよう努めます。
- ・その地縁の基礎となる区域のまちづくりを担う地域づくり協議会の運営や活動に積極的に参画・連携するよう努めます。

D 市民活動団体（条例第 7 条）

- ・その活動する分野における知識や経験を活用して、市民協働のまちづくりに取り組むよう努めます。
- ・多様な主体と連携し、協力するよう努めます。

E 事業者（条例第 8 条）

- ・地域社会の一員として、地域社会との連携を深めるとともに、自らの特性や資源を生かし、市民協働のまちづくりの推進に寄与するよう努めます。

F 教育機関（条例第 9 条）

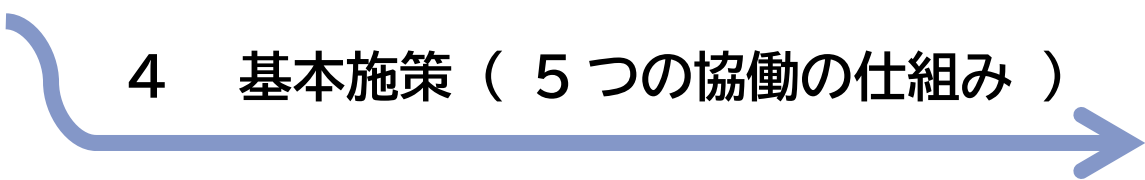
- ・地域社会の発展に資するよう、その特性を生かし、市民協働のまちづくりの推進に寄与するよう努めます。

G 中間支援組織（条例第 10 条）

- ・市民に対し、市民活動の活性化を図るための支援を行うとともに、多様な主体の連携を促進し、調整を行うよう努めます。

H 市（条例第 11 条）

- ・市民が取り組む自主的なまちづくりを尊重するとともに、市民協働のまちづくりを推進します。
- ・市民協働のまちづくりを推進するために必要な環境整備に努めます。
- ・多様な主体と連携し、協力するよう努めます。
- ・市民に対し、市の事業への参加の機会を提供するため、積極的に情報提供を行うよう努めます。



4 基本施策（ 5 つの協働の仕組み ）

地域課題の解決に必要な 5 つの協働の仕組みをつくります。

(1) みんなで話し合う仕組みづくり



話し合いは、協働を進める上で欠かせないものです。互いの理解を深め、関係を築き、目標を共有し、役割を分担するなど、協働に必要なプロセスは、話し合いを通して行われます。さらに、団体・組織の活動方針や内容も、話し合いによって決められているため、話し合いにおいて、参加者が自由に発言でき、意見を聞いてもらえることで、もっと関わりたいという気持ちが生まれ、結果として活動の活性化につながります。

このように話し合いは、協働を円滑に進めるだけでなく、参加者の関わりを増やし、活動の活性化を促す上でも、非常に重要な役割を果たしています。

話し合いにおいて、みんなで意見を出し合えるようにするには、自由に発言できる雰囲気づくりや話し合いの経過をみんなで共有するなど、話し合いの場を必要に応じて見直していく必要があります。

そのため、机のレイアウトを変える、お茶・お菓子を出すなどの話しやすい雰囲気をつくることや、話の流れをホワイトボードに書いて、結論までのプロセスを可視化するなど、みんなが意見を自由に出し合える、話し合いの仕組みをつくります。

◎4-(1)の仕組みで推進していく主な事業

事業	意図・狙い
話し合いの場づくりの普及啓発・支援	みんなで話し合うことの意義や効果、ポイントなどを広く周知するとともに、様々な話し合いの場に出向き、話し合いの場の見直しを支援する
話し合いの場づくりができる人材の育成	みんなで話し合う場を定着・継続させていくには、話し合いの知識やノウハウを持った人材を育成する

<図表 6：話し合いを通じた活性化のイメージ>



(2) 一人ひとりの「やってみよう」を育む
仕組みづくり



誰もが普段の生活の中で、「こんなことしたい」という思いを抱くことはあっても、どのようにすればいいのかわからず、その思いが形になる前に消えてしまうことが少なくありません。こうした一人ひとりの何気ない思いが形になれば、「やってみよう」という前向きな気持ちが生まれ、意欲的に行動するようになります。

このような流れをつくるには、市民同士が抱いている思いを共有して仲間をつくることや様々な形で地域に関わる機会を設けていく必要があります。

そのため、市民同士が思いや考えを共有できる場づくりや気軽に地域に関われる機会を増やすことで、一人ひとりの「やってみよう」という気持ちを育んでいく仕組みをつくれます。

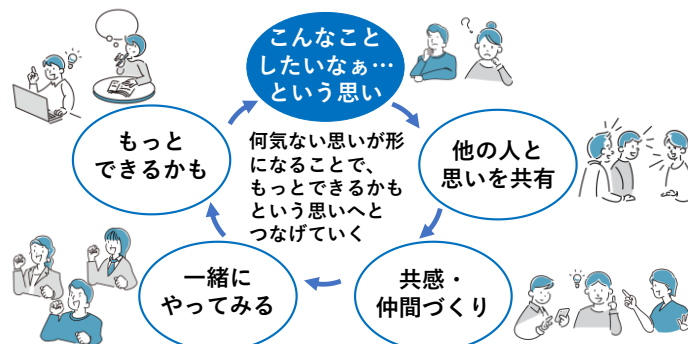
さらに、デジタル技術の進展により、専門的な知識がなくても、公開されているデータ（オープンデータ*等）を活用して、誰でも簡単に便利なサービスを作ることができます。このようなデータ活用も進めることで、できることが広がっていくため、こうした取組もあわせて推進していきます。

◎4-(2)の仕組みで推進していく主な事業

事業	意図・狙い
市民の思いを共有できる場づくり ・ コミュニティカレッジ ・ 相談と雑談の間ワークスペース	思いや考えを共有できる場をつくり、意見交換や交流などを通じて、関わる人を増やす
若者起点の取組推進 ・ 長浜市役所まちあそび部	若者目線で、ゆるく地域に関われる機会を創出する
地域おこし協力隊制度の活用推進	地域おこし協力隊の活動を通して、市民のやりたいことを後押しする
オープンデータの活用推進	オープンデータの活用イメージや可能性を周知し、データを活用した取組を促す

*オープンデータ：国や地方公共団体等が保有するデータのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるような形で公開されたデータ。

<図表7：「やってみよう」という気持ちを育んでいくイメージ>



(3) 関わりやすさで人を呼び込む

仕組みづくり



地域づくり協議会や自治会、市民活動団体などの各種団体において担い手不足が深刻化しているため、女性や若者、関係人口など、多様な人との関わりを求められているものの、どのように取り組めばよいかわからず、関わりをつくれていない状況があります。

このような中で、多様な人に関わってもらうには、開かれた環境をつくり、関わる心理的なハードルを下げる必要があります。

そのため、誰もが参加しやすいイベントの開催やお茶・コーヒーを出すなど気軽に立ち寄れる空間の提供、ホームページ・SNSでの積極的な情報の公開・発信、慣習・運営方法の見直しなど、女性や若者、関係人口をはじめ、多様な人が参加しやすい・関わりやすい環境をつくり、人を呼び込む仕組みをつくります。

また、市としても、オープンデータの拡充をはじめ、情報を積極的に公開していくこととします。このように様々な主体が情報を発信し、抱えている問題や課題についても共有することで、それがきっかけとなって、事業者や教育機関をはじめ、各主体が保有する専門知識やノウハウ、人材、技術といった多様な資源を生かし、協働して課題解決に取り組んでいくことができます。

◎4-(3)の仕組みで推進していく主な事業

事業	意図・狙い
関わりやすい環境づくりの推進 ・地域づくり協議会の取組支援 ・地域における女性の参画推進 ・まちづくりセンターの環境整備	関わる心理的なハードルを下げ、これまで関わっていない人との関わりをつくる
情報発信の支援 ・“みん・なが” 定例記者発表	情報発信の技術・スキル等の習得を図るとともに、各種団体が広く支援や情報発信できる機会をつくる

＜図表 8：開かれた環境づくりのイメージ＞



(4) 多様な主体をつなげる・支える

仕組みづくり



各主体の規模が縮小し、単体では解決することが難しい課題でも、多様な主体が協働することで解決できることもあります。

多様な主体の協働を進めるには、つなぎ支援や伴走支援、人材育成といった中間支援機能を安定して提供していく必要があります。

そのため、中間支援機能の強化・充実に図っていく中で、中間支援組織間の連携を進めるなど、多様な主体をつなげる・支える仕組みをつくります。

あわせて、市は、事業の提案段階から実施・完了に至るまで、各主体と市が協働で取り組む市民協働事業を推進することにより、協働事例の創出を図るとともに、事業の業務委託について検討を行うこととします。さらに、職員研修の実施や協働の普及啓発を行うなど、協働の意識醸成を図っていきます。

◎4-(4)の仕組みで推進していく主な事業

事業	意図・狙い
中間支援機能の強化・充実 ・各種セミナーの開催 ・中間支援組織間の連携	中間支援機能の質を高め、多様な主体の協働を促進する
市民協働事業の推進	各主体と市の協働を促し、協働の事例を積み上げていくことで、協働の意識を高める

<図表 9：多様な主体が協働するイメージ>



(5) これからの共有の形を広める

仕組みづくり



多様化・複雑化する地域課題に対応することが難しくなっている一方で、市内には活用されていない個人や団体・組織の場所、モノ、スキルなどの資源があります。

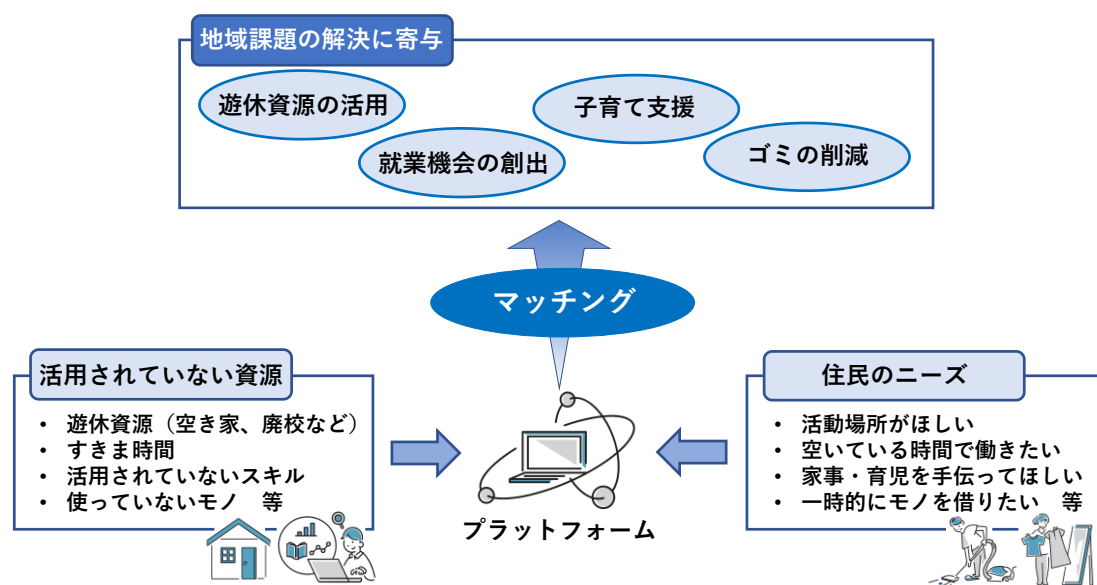
インターネットやスマートフォンの普及により、世界中の人々とリアルタイムでつながることが可能になっている中で、新しい共有の形として、活用されていない資源をインターネットを介して共有することで、様々な地域課題の解決につながる可能性があります。

そのため、個人や団体・組織の場所、モノ、スキルなどの資源をインターネットを介して共有するシェアリングエコノミー*を広めるとともに、クラウドファンディングや寄附などお金を共有して様々な活動を支援する新たな流れの創出に向けて取り組むことで、これからの共有の形を広めていく仕組みをつくります。

◎4-(5)の仕組みで推進していく主な事業

事業	意図・狙い
シェアリングエコノミーの普及 ・セミナー等の開催 ・地域おこし協力隊による推進	シェアサービスの活用事例を積み上げていき、サービスの認知度を高め、市内での定着を図る
新たなお金の流れの創出に向けた調査・研究	資金調達は活動における課題の一つであり、お金を通して活動に関われる流れをつくる

*シェアリングエコノミー：個人が保有する場所、モノ、人、スキル、乗り物、お金などの使われていない資源を、インターネットを使って個人間で貸借や売買、交換することで、有効活用する経済の動き。



5 計画の指標

この計画では、地域課題を解決し、持続可能で活力ある地域社会の実現に向けて、多様な主体による協働を進める必要があり、基本施策に5つの仕組みづくりを位置付け、多様な関わりを増やすべく取り組むこととしています。このことを踏まえ、関わりの多様化や各仕組みづくりに基づく事業の取組状況、さらに仕組みづくりを通じた市民の協働への意識や市民活動の変化を捉えるため、次のとおり定性的・定量的な指標を設定します。

＜図表 10：計画の指標＞

【定性的な指標】

指標	把握方法	備考
関わる人や関わり方の多様化	・ヒアリング ・アンケート調査	* 関わりを増やすための工夫とその効果
みんなで話し合う場への見直し状況	・ヒアリング	
シェアリングエコノミーの普及状況	・ヒアリング ・サービスの登録件数	* サービスへの登録状況と市内での利用状況

【定量的な指標】

	現状	目標	
指標	R5 (2023)	R11 (2029)	備考
市民協働センターの相談受付件数	64	80	
市民協働事業のエントリーシート提出件数	21	30	
市民まちづくりセンターの利用件数	258	270	* 人口 1,000 人あたりの利用件数

6 計画の推進に向けて

(1) 計画の推進体制

計画の基本施策として位置付けた5つの仕組みづくりを着実に進めていくには、様々な主体と議論しながら進めていく必要があります。

そのため、市において、メンバーは固定せず、様々な主体が柔軟な形で議論できる場として「(仮称)“みん・なが” ミーティング」を設け、定期的に開催します。

「(仮称)“みん・なが” ミーティング」には、多様な主体が参加できるよう努め、基本施策や各種事業をはじめ、協働に関して幅広く議論を行いながら、5つの仕組みづくりを推進していきます。

また、必要に応じて専門家等にも相談を行い、意見をもらいます。

(2) それぞれができること

持続可能で活力ある地域社会の実現に向けては、多様な主体がそれぞれの立場に関わり、協働していくことが重要です。

担い手不足が深刻化する中で、市では話し合いの場の見直しや市民同士がつながる場づくり、各種団体における関わりやすい環境づくりなどを進めていきます。

これらの取組を通じて、一人ひとり事情が異なる中で、例えば地域のイベントに参加するなど、地域との関わりを持ってもらうとともに、地域づくり協議会や自治会、市民活動団体などについては、それぞれの状況に合わせて、取り組みやすいことから始めてもらい、関わる人を増やしてもらえることを期待しています。

また、それぞれが保有する資源を生かして協働することで、様々な問題や課題の解決に取り組むことができるため、事業者や教育機関をはじめ、保有する資源を生かして関わってもらうとともに、こうした取組が生まれるよう、各主体の間に立ってつなぐ中間支援組織の役割も大切になってきます。

一人ひとり、市民という立場だけでなく、自治会や事業者の一員など様々な立場があります。そのような中で、それぞれが自分にあった形で関わることにより、新たなつながりが生まれるなど、様々な可能性が広がっていきます。

こうしたことが積み重なることによって、市民の誰もが生き生きと暮らし、明るい未来へつながる持続可能で活力ある地域社会が実現すると考えています。

7 評価と見直し

基本施策の見直しや施策に基づく事業の見直し・追加等は、様々な主体との議論などを踏まえて検討することとし、計画の進捗状況の評価と見直しに関する全般的な議論は、長浜市附属機関設置条例別表に規定する「長浜市市民協働推進会議」が行います。